

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年12月3日

【会社名】 パイオニア株式会社

【英訳名】 PIONEER CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 兼 社長執行役員 小谷 進

【本店の所在の場所】 神奈川県川崎市幸区新小倉 1 番 1 号

【電話番号】 044-580-3211（代表）

【事務連絡者氏名】 代表取締役 兼 専務執行役員 岡安 秀喜

【最寄りの連絡場所】 神奈川県川崎市幸区新小倉 1 番 1 号

【電話番号】 044-580-3211（代表）

【事務連絡者氏名】 代表取締役 兼 専務執行役員 岡安 秀喜

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 15,075,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年12月2日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、同日に「新株予約権の行使時の払込金額」（転換価額）が確定し、その他関連する事項が決定されましたので、これらに関する事項を訂正するため、また、平成27年12月2日に四半期報告書（第70期第2四半期 自平成27年7月1日 至平成27年9月30日）の訂正報告書を提出しましたが、同訂正報告書に誤りがあり、これを訂正するためにさらに平成27年12月3日に四半期報告書（第70期第2四半期 自平成27年7月1日 至平成27年9月30日）の訂正報告書を提出したことに伴い、当該訂正報告書を参照書類とするため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）

「償還の方法」欄

（新株予約権付社債に関する事項）

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

d．割り当てようとする株式の数

3 発行条件に関する事項

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 証券情報

第1 参照情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____（下線）を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)]

「償還の方法」欄

(訂正前)

償還の方法	2. 社債の償還の方法及び期限																																																																					
	(5) 組織再編行為による繰上償還 組織再編行為償還金額は、参照パリティ(本号に定義する。)及び償還日に応じて下記の表(本社債の各社債の金額に対する割合(百分率)として表示する。)に従って決定される。 組織再編行為償還金額(%)																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">償還日</th> <th colspan="7">参照パリティ</th> </tr> <tr> <th>60</th> <th>70</th> <th>80</th> <th>90</th> <th>100</th> <th>110</th> <th>120</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年 12月18日</td> <td>95.60</td> <td>99.08</td> <td>103.39</td> <td>108.49</td> <td>114.35</td> <td>120.90</td> <td>128.07</td> </tr> <tr> <td>平成28年 12月18日</td> <td>96.54</td> <td>99.69</td> <td>103.61</td> <td>108.32</td> <td>113.83</td> <td>120.13</td> <td>127.17</td> </tr> <tr> <td>平成29年 12月18日</td> <td>97.56</td> <td>100.53</td> <td>104.02</td> <td>108.07</td> <td>112.90</td> <td>118.70</td> <td>125.50</td> </tr> <tr> <td>平成30年 12月18日</td> <td>96.55</td> <td>98.08</td> <td>100.71</td> <td>104.50</td> <td>109.36</td> <td>115.13</td> <td>121.77</td> </tr> <tr> <td>平成31年 12月18日</td> <td>97.88</td> <td>98.45</td> <td>100.03</td> <td>103.09</td> <td>107.79</td> <td>113.93</td> <td>121.24</td> </tr> <tr> <td>平成32年 12月11日</td> <td>99.99</td> <td>99.99</td> <td>99.99</td> <td>99.99</td> <td>100.51</td> <td>110.00</td> <td>120.00</td> </tr> </tbody> </table>							償還日	参照パリティ							60	70	80	90	100	110	120	平成27年 12月18日	95.60	99.08	103.39	108.49	114.35	120.90	128.07	平成28年 12月18日	96.54	99.69	103.61	108.32	113.83	120.13	127.17	平成29年 12月18日	97.56	100.53	104.02	108.07	112.90	118.70	125.50	平成30年 12月18日	96.55	98.08	100.71	104.50	109.36	115.13	121.77	平成31年 12月18日	97.88	98.45	100.03	103.09	107.79	113.93	121.24	平成32年 12月11日	99.99	99.99	99.99	99.99	100.51	110.00	120.00
償還日	参照パリティ																																																																					
	60	70	80	90	100	110	120																																																															
平成27年 12月18日	95.60	99.08	103.39	108.49	114.35	120.90	128.07																																																															
平成28年 12月18日	96.54	99.69	103.61	108.32	113.83	120.13	127.17																																																															
平成29年 12月18日	97.56	100.53	104.02	108.07	112.90	118.70	125.50																																																															
平成30年 12月18日	96.55	98.08	100.71	104.50	109.36	115.13	121.77																																																															
平成31年 12月18日	97.88	98.45	100.03	103.09	107.79	113.93	121.24																																																															
平成32年 12月11日	99.99	99.99	99.99	99.99	100.51	110.00	120.00																																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">償還日</th> <th colspan="7">参照パリティ</th> </tr> <tr> <th>130</th> <th>140</th> <th>150</th> <th>160</th> <th>170</th> <th>180</th> <th>190</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年 12月18日</td> <td>135.79</td> <td>143.99</td> <td>152.60</td> <td>161.56</td> <td>170.82</td> <td>180.33</td> <td>190.00</td> </tr> <tr> <td>平成28年 12月18日</td> <td>134.86</td> <td>143.12</td> <td>151.85</td> <td>160.96</td> <td>170.40</td> <td>180.09</td> <td>190.00</td> </tr> <tr> <td>平成29年 12月18日</td> <td>133.22</td> <td>141.69</td> <td>150.75</td> <td>160.23</td> <td>170.02</td> <td>180.00</td> <td>190.00</td> </tr> <tr> <td>平成30年 12月18日</td> <td>130.16</td> <td>140.00</td> <td>150.00</td> <td>160.00</td> <td>170.00</td> <td>180.00</td> <td>190.00</td> </tr> <tr> <td>平成31年 12月18日</td> <td>130.09</td> <td>140.00</td> <td>150.00</td> <td>160.00</td> <td>170.00</td> <td>180.00</td> <td>190.00</td> </tr> <tr> <td>平成32年 12月11日</td> <td>130.00</td> <td>140.00</td> <td>150.00</td> <td>160.00</td> <td>170.00</td> <td>180.00</td> <td>190.00</td> </tr> </tbody> </table>							償還日	参照パリティ							130	140	150	160	170	180	190	平成27年 12月18日	135.79	143.99	152.60	161.56	170.82	180.33	190.00	平成28年 12月18日	134.86	143.12	151.85	160.96	170.40	180.09	190.00	平成29年 12月18日	133.22	141.69	150.75	160.23	170.02	180.00	190.00	平成30年 12月18日	130.16	140.00	150.00	160.00	170.00	180.00	190.00	平成31年 12月18日	130.09	140.00	150.00	160.00	170.00	180.00	190.00	平成32年 12月11日	130.00	140.00	150.00	160.00	170.00	180.00	190.00
償還日	参照パリティ																																																																					
	130	140	150	160	170	180	190																																																															
平成27年 12月18日	135.79	143.99	152.60	161.56	170.82	180.33	190.00																																																															
平成28年 12月18日	134.86	143.12	151.85	160.96	170.40	180.09	190.00																																																															
平成29年 12月18日	133.22	141.69	150.75	160.23	170.02	180.00	190.00																																																															
平成30年 12月18日	130.16	140.00	150.00	160.00	170.00	180.00	190.00																																																															
平成31年 12月18日	130.09	140.00	150.00	160.00	170.00	180.00	190.00																																																															
平成32年 12月11日	130.00	140.00	150.00	160.00	170.00	180.00	190.00																																																															
	(注) 上記表中の数値は、平成27年12月1日現在における見込みの数値であり、当初の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、当社の代表取締役兼社長執行役員 小谷 進が、当社取締役会の授権に基づき、当初の転換価額の決定と同時に決定する。																																																																					

(訂正後)

償還の方法

2. 社債の償還の方法及び期限

(5) 組織再編行為による繰上償還

組織再編行為償還金額は、参照パリティ（本号 に定義する。）及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って決定される。

組織再編行為償還金額（％）

償還日	参照パリティ						
	60	70	80	90	100	110	120
平成27年 12月18日	<u>95.61</u>	<u>99.09</u>	<u>103.40</u>	<u>108.50</u>	<u>114.35</u>	<u>120.90</u>	<u>128.07</u>
平成28年 12月18日	<u>96.55</u>	<u>99.70</u>	<u>103.61</u>	<u>108.32</u>	<u>113.83</u>	<u>120.13</u>	<u>127.17</u>
平成29年 12月18日	<u>97.57</u>	<u>100.53</u>	<u>104.02</u>	<u>108.07</u>	<u>112.91</u>	<u>118.70</u>	<u>125.51</u>
平成30年 12月18日	<u>96.56</u>	<u>98.08</u>	<u>100.71</u>	<u>104.51</u>	<u>109.37</u>	<u>115.14</u>	<u>121.77</u>
平成31年 12月18日	<u>97.89</u>	<u>98.46</u>	<u>100.03</u>	<u>103.09</u>	<u>107.79</u>	<u>113.93</u>	<u>121.24</u>
平成32年 12月11日	<u>99.99</u>	<u>99.99</u>	<u>99.99</u>	<u>99.99</u>	<u>100.51</u>	<u>110.00</u>	<u>120.00</u>

償還日	参照パリティ						
	130	140	150	160	170	180	190
平成27年 12月18日	<u>135.79</u>	<u>143.99</u>	<u>152.60</u>	<u>161.56</u>	<u>170.82</u>	<u>180.33</u>	<u>190.00</u>
平成28年 12月18日	<u>134.86</u>	<u>143.12</u>	<u>151.85</u>	<u>160.96</u>	<u>170.40</u>	<u>180.09</u>	<u>190.00</u>
平成29年 12月18日	<u>133.22</u>	<u>141.69</u>	<u>150.75</u>	<u>160.23</u>	<u>170.02</u>	<u>180.00</u>	<u>190.00</u>
平成30年 12月18日	<u>130.16</u>	<u>140.00</u>	<u>150.00</u>	<u>160.00</u>	<u>170.00</u>	<u>180.00</u>	<u>190.00</u>
平成31年 12月18日	<u>130.09</u>	<u>140.00</u>	<u>150.00</u>	<u>160.00</u>	<u>170.00</u>	<u>180.00</u>	<u>190.00</u>
平成32年 12月11日	<u>130.00</u>	<u>140.00</u>	<u>150.00</u>	<u>160.00</u>	<u>170.00</u>	<u>180.00</u>	<u>190.00</u>

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

(訂正前)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。)は、当初、当社の代表取締役兼社長執行役員 小谷 進が、当社取締役会の授権に基づき、平成27年12月2日(本新株予約権付社債の発行決議日同日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%以上で、市場動向等を勘案して決定する。但し、転換価額は本項第(4)号に定めるところにより修正され、また本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p>
----------------	--

(訂正後)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。)は、当初、456円とする。但し、転換価額は本項第(4)号に定めるところにより修正され、また本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p>
----------------	---

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

d. 割り当てようとする株式の数

(訂正前)

<前略>

平成27年12月1日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額を当初転換価額とした場合、本新株予約権の全てが当初転換価額で行使された場合に交付される株式の数は33,156,498株となります。

(訂正後)

<前略>

本新株予約権の全てが当初転換価額で行使された場合に交付される株式の数は32,894,736株となります。

3【発行条件に関する事項】

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(訂正前)

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、平成27年12月1日現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額を当初転換価額として計算した場合、平成27年9月30日現在の当社の普通株式の発行済株式総数372,223,436株の8.91%(総議決権数3,670,380個の9.03%)となります。また、転換価額が修正される場合における下限修正価額が、当該修正日時点で有効な転換価額の85%に相当する金額に設定されていますが、同様の前提で当初転換価額の85%に相当する金額を転換価額として計算した場合の潜在株式数は、発行済株式総数の10.48%となり、本新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合、1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。

<後略>

(訂正後)

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、本新株予約権の全てが当初転換価額で行使される前提で計算した場合、平成27年9月30日現在の当社の普通株式の発行済株式総数372,223,436株の8.84%(総議決権数3,670,380個の8.96%)となります。また、転換価額が修正される場合における下限修正価額が、当該修正日時点で有効な転換価額の85%に相当する金額に設定されていますが、同様の前提で当初転換価額の85%に相当する金額を転換価額として計算した場合の潜在株式数は、発行済株式総数の10.40%となり、本新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合、1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。

<後略>

5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町2丁目 11番1号 山王パークタワー	54	0.01	33,210	8.30
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目 7番3号	27,886	7.60	27,886	6.97
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目 11番1号	25,773	7.02	25,773	6.44
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番 3号	21,104	5.75	21,104	5.27
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番 11号	16,431	4.48	16,431	4.11
ステート ストリート バンク アン ド トラスト カンパニー 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	アメリカ・ボストン (東京都中央区月島4丁目16 番13号)	15,951	4.35	15,951	3.99
ステート ストリート バンク アン ド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	アメリカ・ボストン (東京都中央区月島4丁目16 番13号)	12,665	3.45	12,665	3.16
ゴールドマン サックス アンド カ ンパニー アールイージー (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	アメリカ・ニューヨーク (東京都港区六本木6丁目10 番1号 六本木ヒルズ森タ ワー)	7,093	1.93	7,093	1.77
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目 7番1号	6,490	1.77	6,490	1.62
ザ バンク オブ ニューヨーク 133522 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	ベルギー・ブリュッセル (東京都中央区月島4丁目16 番13号)	5,938	1.62	5,938	1.48
計	-	139,388	37.98	172,545	43.12

(注)

<前略>

- 2 「割当後の所有株式数」は、本新株予約権付社債が平成27年12月1日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額を転換価額として全て転換された場合に交付される株式(以下「当初転換価額での割当株式」という。)の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に当初転換価額での割当株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

<後略>

(訂正後)

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町2丁目 11番1号 山王パークタワー	54	0.01	32,948	8.24
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目 7番3号	27,886	7.60	27,886	6.97
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町2丁目 11番1号	25,773	7.02	25,773	6.44
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番 3号	21,104	5.75	21,104	5.28
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番 11号	16,431	4.48	16,431	4.11
ステート ストリート バンク アン ド トラスト カンパニー 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	アメリカ・ボストン (東京都中央区月島4丁目16 番13号)	15,951	4.35	15,951	3.99
ステート ストリート バンク アン ド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	アメリカ・ボストン (東京都中央区月島4丁目16 番13号)	12,665	3.45	12,665	3.17
ゴールドマン サックス アンド カ ンパニー アールイージー (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	アメリカ・ニューヨーク (東京都港区六本木6丁目10 番1号 六本木ヒルズ森タ ワー)	7,093	1.93	7,093	1.77
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目 7番1号	6,490	1.77	6,490	1.62
ザ バンク オブ ニューヨーク 133522 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行決済営業部)	ベルギー・ブリュッセル (東京都中央区月島4丁目16 番13号)	5,938	1.62	5,938	1.48
計	-	139,388	37.98	172,283	43.08

(注)

<前略>

- 2 「割当後の所有株式数」は、本新株予約権付社債が当初転換価額で全て転換された場合に交付される株式(以下「当初転換価額での割当株式」という。)の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に当初転換価額での割当株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

<後略>

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第69期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）平成27年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）平成27年8月10日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第2四半期（自平成27年7月1日 至平成27年9月30日）平成27年11月13日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年12月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月1日に関東財務局長に提出

5【訂正報告書】

訂正報告書（上記3 四半期報告書の訂正報告書）を平成27年12月2日に関東財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第69期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）平成27年6月25日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第1四半期（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）平成27年8月10日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第70期第2四半期（自平成27年7月1日 至平成27年9月30日）平成27年11月13日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成27年12月2日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成27年7月1日に関東財務局長に提出

5【訂正報告書】

訂正報告書（上記3 四半期報告書の訂正報告書）を平成27年12月2日に関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書（上記3 四半期報告書の訂正報告書）を平成27年12月3日に関東財務局長に提出